

学校において予防すべき感染症・出席停止期間の基準

	対象の感染症		出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱	急性灰白髄炎（ポリオ）	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	ジフテリア	
	南米出血熱	天然痘（痘そう）	
	ペスト	重症急性呼吸器症候群	
	マールブルグ病	鳥インフルエンザ	
	ラッサ熱		
第2種	インフルエンザ	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ、解熱した翌日から2日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ、解熱した翌日から1日を経過するまで	
	百日咳せき	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎			
第3種	コレラ	パラチフス	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	流行性角結膜炎	
	腸管出血性大腸菌感染症	急性出血性結膜炎	
	腸チフス		

「その他の感染症」における登校の目安

その他の感染症（例）	溶連菌感染症	治療開始後 2 4 時間を経過して全身症状が良ければ可能	症状により学校医その他の 医師において感染のおそれ がないと認めるまで。 ※病院にかかった際にいつ から登校してよいか必ず確 認してもらう。
	ウイルス性肝炎（A 型）	肝機能が正常になれば可能	
	ウイルス性肝炎（B・C 型）	入院治療を要しなければ可能	
	手足口病	熱がなく、全身状態が良くなれば可能	
	伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹のみで全身状態が良ければ可能	
	マイコプラズマ肺炎	急性期症状が改善した後、全身状態が良ければ可能	
	ヘルパンギーナ	熱がなく、全身状態が安定すれば可能	
	感染性胃腸炎	下痢・嘔吐から回復した後、全身状態が良ければ可能	
	伝染性軟属腫（水いぼ）	出席停止の必要はないが、プール時に注意	
	伝染性膿痂疹（とびひ）		
	サルモネラ感染症	主な症状が回復すれば可能	
	カンピロバクター感染症		
	インフルエンザ菌 b 型（Hib）感染症	症状が安定し、全身状態が良くなれば可能	
	肺炎球菌感染症		
急性細気管支炎（RSウイルス感染症）	口唇・口内ヘルペスの場合、軽い症状ならばマスクなどをして可能		
単純ヘルペスウイルス感染症			